

2019年3月29日
全国港湾18発第93号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



19 春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の指示

3月29日(金)に開催した第4回中央港湾団交において、前回からみるべき前進のない日港協の回答を不満として公文第89号において指示したストライキ行動の上積みとして4月15(月)始業時より、翌日の始業時までの24時間(通算48時間)ストライキ通告した。したがって、各単組・地区港湾は、下記の実力行使を実施するよう指示する。

記

1. ストライキ行動について

- (1) 実施日時 2019年3月31日(日)以降の毎日曜日のストライキに上積みした4月15(月)始業時より翌日の始業時までの24時間のストライキ。(4月14日始業時から16日始業時までの48時間)
- (2) 行動対象 全港・全職種
- (3) 行動内容 就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

2. 行動指示

- (1) 各単組・地区港湾は、上記1.の行動を実施すること。
- (2) 上記1.の行動以後の上積み行動にも対応できる準備を行うこと。
- (3) 各単組は、各地区港湾の行動の成功に向けた必要な縦指示を取り組むこと。
- (4) 各地区港湾は、パトロール行動等で抜港船などスト破り行為を摘発した場合、直ちに抗議行動を取り組むこと。また、抜港船の情報は、全国港湾書記局、及び関係地区港湾にも連絡のこと。

<添付> 19春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の通告(公文第92号)

以上